

国 保 だ よ り

静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

公 告

令和6年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 第1回組合会 開催

令和6年7月20日(土)静岡市内において、役員9名、組合会議員30名(委任状含む)のもと、第1回 組合会が開催されました。

令和5年度事業報告及び令和5年度歳入歳出決算の認定並びに令和5年度歳入歳出決算剰余金の処分についての3議案を審議した結果、全議案が原案通り可決承認されました。

令和5年度 静岡県薬剤師国民健康保険組合 歳入歳出決算額

◇ 歳 入

(単位：円)

款	収入済額
1. 国民健康保険料	428, 113, 300
2. 国庫支出金	114, 638, 907
3. 前期高齢者交付金	0
4. 県支出金	0
5. 共同事業交付金	14, 666, 000
6. 財産収入	2, 200
7. 繰入金	0
8. 繰越金	238, 524, 624
9. 諸収入	1, 454, 122
歳入合計	797, 399, 153

◇ 歳 出

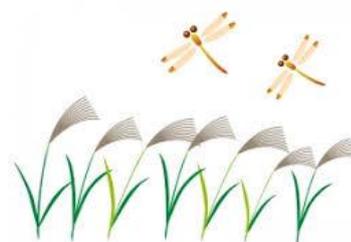
(単位：円)

款	支出済額
1. 組合会費	1, 066, 964
2. 総務費	39, 398, 241
3. 保険給付費	286, 233, 294
4. 後期高齢者支援金等	107, 986, 904
5. 前期高齢者納付金等	48, 546, 047
6. 介護納付金	57, 623, 245
7. 共同事業拠出金等	12, 385, 656
8. 保健事業費	10, 979, 640
9. 積立金	16, 000, 000
10. 諸支出金	2, 081, 607
11. 予備費	0
歳出合計	582, 301, 598

◇歳入歳出決算額

(単位：円)

歳入決算額	797, 399, 153
歳出決算額	582, 301, 598
歳入歳出差引残額	215, 097, 555
次年度へ繰越	215, 097, 555



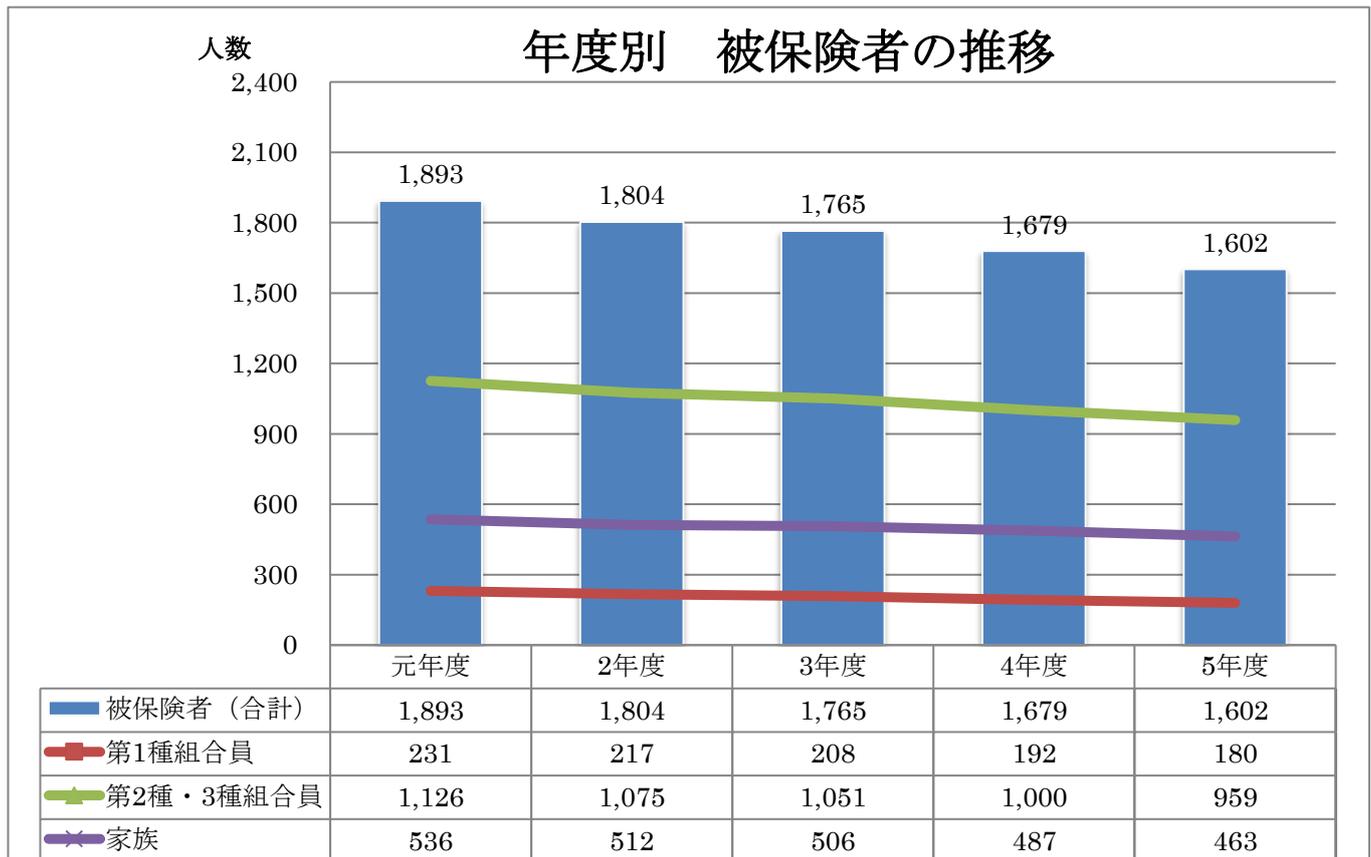
1 被保険者数（年間平均）

（単位：人）

年 度	組 合 員			家 族	総 数 (計)	再 掲			後期高齢 者組合員
	第1種 (事業主)	第2種 (薬剤師)	第3種 (非薬剤師)			未就 学児	介護 被保険者	前期 高齢者	
令和5年度	180	456	503	463	1,602	61	753	175	28
令和4年度	192	479	521	487	1,679	62	774	184	32
前年度増減	△12	△23	△18	△24	△77	△1	△21	△9	△4
前年度比	93.7%	95.1%	96.5%	95.0%	95.4%	98.3%	97.2%	95.1%	87.5%

◇年度別被保険者の推移

（単位：人）



2 国民健康保険料の収納状況

（単位：円）

区 分	調 定 額	収 納 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率 %
現 年 度 分	428,113,300	428,113,300	0	0	100.0%
滞 納 繰 越 分	0	0	0	0	0.0%
合 計	428,113,300	428,113,300	0	0	100.0%

3 (1) 保険給付費の状況（5年度療養給付費）

（単位：件、円）

年 齢 別	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
6 歳 未 満	1,026	13,796,050	10,998,428	2,782,706	14,916
7 歳～69 歳	20,532	287,714,245	200,832,163	80,414,454	6,467,628
70 歳以上（一般）	616	11,006,230	8,789,246	2,184,500	32,484
70 歳以上（現役）	793	34,498,676	23,916,660	10,557,359	24,657
療養給付費全体	22,967	347,015,201	244,536,497	95,939,019	6,539,685

(2) 療養費

(単位：円)

区 分	件 数	支 給 額
柔道整復師	353	1,348,448
補 装 具	8	186,702
あんま・マッサージ	4	48,160
は り・灸	15	57,535
診 療 費	31	225,894
合 計	411	1,866,739

(3) その他の給付

(単位：円)

区 分	件数	支 給 額
出産育児一時金	25	12,020,000
葬 祭 費	4	200,000

**4 保健事業****(1) 特定健康診査等実施状況・対象：40歳以上 75歳未満の被保険者**

(単位：人、円)

区 分	対象者数	受診者数	受診率	補助金支給額
組 合 員	858	125	14.6%	1,184,010
家 族	97	23	23.7%	217,913
合 計	955	148	15.5%	1,401,923

(2) 健康診断（人間ドック）等実施状況

対象：30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員、年1回2万円（30歳代は1万円）(単位：人、円)

区 分	受診者数	内 訳		補助金支給額
		男性	女性	
30歳～39歳	79	18	61	737,350
40歳～49歳	140	31	109	2,121,075
50歳～59歳	118	33	85	1,751,170
60歳～69歳	71	21	50	1,115,694
70歳以上	10	5	5	132,509
合 計	418	108	310	5,857,798

(3) インフルエンザ予防接種費用補助

対象者 / 補助限度額	申請者数	補助金支給額
65歳未満の被保険者 /1,000円	559人	559,000円

(4) 歯科健康診査補助

対象者 / 補助額	申請者数	補助金支給額
30歳以上の被保険者 /3,300円	33人	108,900円

(5) 健康家庭表彰

内容	対象世帯	支給額
1年間無受診の世帯に対して記念品の贈呈	62世帯	310,000円

財 産 目 録**(1) 積立金**

令和6年5月31日現在

区 分	金 額	摘 要
特 別 積 立 金	163,251,987円	静岡銀行
準 備 金 積 立 金	111,100,000円	静岡銀行
事 業 運 営 積 立 金	135,431,648円	静岡銀行、しずおか焼津信用金庫
退 職 給 与 積 立 金	18,400,500円	しずおか焼津信用金庫
合 計	428,184,135円	

(2) 決算剰余金

区 分	金 額	摘 要
歳入歳出差引残額	215,097,55円	次年度へ繰越

「自家調剤における制限事項」を改定しました

令和6年度調剤報酬の改定に伴い、「自家調剤における制限事項」が一部改定となりました。事業主・従業員及びその家族の調剤報酬について制限をしておりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

(○は請求可、×は請求不可)

令和6年8月1日改定

調剤報酬の内訳		事業主及び従業員の自営（勤務）薬局での調剤 （本店、支店間における調剤を含む）	本人	家族	
保 険 請 求 点 数	調 剤 技 術 料	調剤基本料	○	○	
		分割調剤	×	×	
		地域支援体制加算	○	○	
		連携強化加算	○	○	
		後発医薬品調剤体制加算	○	○	
		在宅薬学総合体制加算	○	○	新設
		医療DX推進体制整備加算	○	○	新設
		薬剤調製料	×	×	
		無菌製剤処理加算	×	×	
		麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	×	×	
		自家製剤加算	×	×	
		計量混合調剤加算	×	×	
	時間外等加算（時間外、休日、深夜）	×	×		
	夜間・休日等加算	×	×		
薬学管理料	薬学管理料は、全ての項目が請求不可	×	×		
薬剤料		○	○		
特定保険医療材料料		○	○		

令和6年度 第2回理事会（6月19日開催）議決事項

当国保組合では、「薬剤師だからこそできる取り組み」として、自家調剤報酬請求の一部自粛をお願いしています。この取り組みによって、組合員自身の自己負担額軽減と同時に、当国保組合の医療費高騰を抑えることにも繋がると考えられます。多くの事業所にご協力をいただいておりますが、誤って薬剤調製料等を算定している診療報酬明細書（レセプト）も見受けられます。

上の表を参考に、事業主及び従業員で自家調剤の請求範囲を再確認していただくと共に、本店・支店併せて、周知徹底をお願いいたします。

12月2日から現行の保険証が発行されなくなります

チラシなどでお知らせしているところですが、令和6年12月2日から現行の保険証が発行されなくなります。マイナンバーカードを保険証として登録する「マイナ保険証」への切り替えをお願いいたします。なお、7月に発送した令和6年8月1日から使用できる保険証については、令和7年7月31日まで使用可能です。

- ◆令和6年12月1日まで 保険証の発行・再発行ができます。
- ◆令和6年12月2日以降 保険証の発行が終了となるため、保険証紛失の際はマイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証の紐付けをしていない又はマイナンバーカードを所持していない方には「資格確認書」を発行します。

※令和6年12月2日以降、新規に薬剤師国保に加入する方について
マイナ保険証の紐付けをしている方には「資格情報のお知らせ」を発行します。
マイナ保険証の紐付けをしていない又はマイナンバーカードを所持していない方には「資格確認書」を発行します。(※「資格確認書」を提示することで、引き続き医療を受けることができます)

健康保険の適用除外について

厚生労働省保険局国民健康保険課課長通知により、法人事業所及び常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所は、法令に基づく社会保険の強制適用事業所となり、社会保険への加入が義務づけられています。ただし、強制適用事業所に雇用される者となっても、健康保険の適用除外に関する年金事務所の承認を受ければ、国保組合の被保険者として加入することができます。



【 健康保険の適用除外の承認が必要な場合 】

個人事業所	法人事業所
<ol style="list-style-type: none">1 国保組合に加入している事業所の従業員が5人以上になる。2 国保組合に加入している事業所が法人事業所に変更する。3 上記1、2の事業所に新たに雇用された従業員。	<ol style="list-style-type: none">1 事業所に新たに雇用された従業員。2 2以上の事業所から報酬を受ける場合。 ※主となる事業所が業業に関連のない業種の場合、承認が受けられず国保組合の資格を継続できなくなる恐れがあります。

上記に該当する場合は、「健康保険の適用除外申請」及び「各種変更届」の手続きが必要になりますので、必ず国保組合までご連絡をお願いします。

「健康保険の適用除外申請」手続きについて、特別な事情がない限り「**事実の発生から14日以内**」に届出を行うことが**厳格化されました**。これにより、期限内の届出ができなかった場合には健康保険の適用除外申請が受理されないことで薬剤師国保へ加入できなくなる恐れがありますので、年金事務所への届出は早急をお願いいたします。

第3期データヘルス計画及び特定健診等実施計画を策定しました

データヘルス計画は、被保険者の健康保持増進のために、保険者の保有する健康・医療情報等を分析し、効果的かつ効率的に保健事業を実施できるよう、策定が義務付けられています。

実施期間：令和6年度～令和11年度

【個別の保健事業における目標値】

(単位：%)

事業	評価指標	策定時実績	目標値		
		2024年度	2026年度 中間評価	2029年度 最終評価	
特定健康診査	受診率	51.2	55.0	60.0	
特定保健指導	対象者割合	8.6	7.0	6.0	
	実施率	2.4	12.0	15.0	
郵送検診	受診率	大腸がん	15.6	20.0	25.0
		胃がん	15.8	20.0	25.0
		前立腺がん	15.2	20.0	25.0
		子宮頸がん	12.2	20.0	25.0
歯科健診	受診者数	42人	70人	100人	
後発医薬品促進	使用割合	81.1	83.0	85.0	

※ データヘルス計画の詳細は組合ホームページをご覧ください。

インフルエンザ予防接種補助事業のお知らせ

インフルエンザウイルスの感染予防にワクチンを接種し、当制度を利用しましょう。

《対象者》 **65歳未満の全被保険者**

※65歳以上の方は市町で補助するため対象外。(お住まいの市町で申請方法が異なりますので各市町へご確認をお願いします。)

《補助限度額》 **組合員 1,000円 家族 1,000円**

インフルエンザ予防接種をした際に補助金を支給(年度内1回)

《申請方法》 **事業所単位での申請にご協力ください。**

インフルエンザ予防接種補助金申請書に**領収書(原本)**を添付して申請してください。

申請書は静岡県薬剤師国保組合のホームページからダウンロードができます。

注) 領収書(原本)は1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたものを添付して下さい。

《申請期間》 **令和6年10月1日～令和7年2月28日**



年に1回 必ず健康診断を受けましょう

5月に特定健康診査受診券を郵送しましたが、今年の受診はお済みでしょうか。当国保組合では、今年度「第4期特定健診等実施計画」を策定し、年次目標「令和11年度受診率60%」の目標値を提示しています。しかし、近年は被保険者数の減少に伴い、受診率も減少傾向にあります。

受診率向上にご協力いただくとともに、ご自分の現在の健康状態を把握し、病気の早期発見・早期治療に繋げるためにも、ぜひとも年に一回、健康診断の受診をお願いいたします。

○令和元年度～令和5年度の特定健康診査実施状況及び令和元年度目標値
対象者：40歳以上74歳以下

区 分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 暫定値	6年度 目標値
特定 健康 診査	対象者数	991人	964人	971人	914人	851人	
	受診者数	466人	506人	498人	468人	430人	
	受診率	45.0%	52.5%	51.3%	51.2%	50.5%	55.0%

「受けたら終わり」ではありません。

要再検査・要精密検査・要受診判定結果が出たら、速やかに適宜受診や、生活習慣の見直しをしましょう。



特定保健指導の対象になったら…

健康診断の結果により、特定保健指導の対象者には「特定保健指導利用券」を送付しています。一人ではなかなか始めにくい生活習慣の改善も、保健師や管理栄養士の支援を受けながら、無理なく実践できます。健康を保つことで健康寿命（日常生活に制限がない期間）を延ばし、将来の治療に係る費用や時間の節約にもつながります。ぜひ、保健指導を利用してください。

年に1回、30歳以上の被保険者に限り 無料で歯科健診を受けられます。

必ず、事前に当国保組合に連絡して「歯科健康診査票」を受け取ってください。

健診内容	歯・口腔状況調査、保健指導
対象者	30歳以上の組合員及びその家族（当国保組合加入者）
申込み	<u>国保組合より「歯科健康診査票」を受け取り後、医療機関に直接予約申込をしてください。</u>
持ち物	歯科健康診査票・マイナ保険証または保険証
費用	無料 ※ただし、本人の希望等により同日に受けた治療に係る費用は自己負担です。

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

第三者行為について

交通事故や第三者（加害者）行為によるケガの治療費は、原則として加害者が負担するべきものです。保険診療で治療を受けた場合は、必ず国保組合にご連絡ください。

第三者行為となる事例

- ・交通事故
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・落下物に当たった
- ・自転車との事故
- ・スキー、スノーボード等の接触事故
- ・飲食店などでの食中毒 など



整骨院・接骨院(柔道整復師)の施術について

最近、2,3か月ごとに異なる部位を負傷し、長期的に柔道整復師の施術を受けられる方が増加しています。長期受診・多部位施術の被保険者には、当組合の医療費適正化のため、施術内容を確認させていただいています。調査書が送付されましたら、回答にご協力をお願いいたします。

また施術を受ける際には、保険診療で受けられるのか、今一度ご確認ください。

保険診療可

- ・打撲
- ・捻挫
- ・挫傷（肉離れ等）
- ・骨折・脱臼の応急手当
- ・医師の同意のある骨折・脱臼の治療

保険診療不可(全額自己負担)

- ・疲労や肩こり・腰痛
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・脳疾患後遺症等の慢性病
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

※ 長い期間施術を受けても痛みが続く場合は、ケガだけではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、医療機関に受診しましょう。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品の使用割合（数量シェア）について、保険者別に年に2回、3月調剤分及び9月調剤分が厚労省のホームページに公表されています。

対象月によっても変動するのですが、抽出された月のデータに関しましては、全国平均に及ばない月が多くなっています。

ジェネリック医薬品使用割合

- ジェネリック医薬品の使用促進事業として、
- ①35歳以上
 - ②1薬剤あたり200円以上の差額が出る被保険者
- を対象に、年に3回「ジェネリック医薬品差額通知書」を発送しています。医療に携わる私たちが率先してジェネリック医薬品に切り替えることで使用割合を国の目標値である80%に近づけることができるとともに、被保険者みなさまの負担軽減及び当組合の財政負担の削減にもつながります。

対象月	当組合使用割合と全国平均との比較	全国平均
令和3年3月調剤分	82.7% ↑	79.2%
9月調剤分	77.2% ↓	79.2%
令和4年3月調剤分	78.7% ↓	79.3%
9月調剤分	76.9% ↓	79.9%
令和5年3月調剤分	81.1% ↑	80.9%
9月調剤分	78.5% ↓	81.9%

ジェネリック医薬品の供給不足等の影響もあるとは思いますが、当事業に、ご理解ご協力をお願いいたします。

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和6年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事 項		内容及び届出書類	添付書類
資格取得 *静岡県内に住所を有する者	事業主加入	<p>* <u>個人薬局の開設者又は管理者である、静岡県薬剤師会の会員の薬剤師</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届（様式第1号） 加入時の現状書（様式第1号-2） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 薬局開設許可所の写し ② 個人番号（マイナンバー）の確認書類「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ③ 身元確認書類（運転免許証・個人番号カード（両面）・パスポート等顔写真付きの証明証のうち、どれか1つの写し） ④ 世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ⑤ 直前の健康保険の確認書類 <ul style="list-style-type: none"> 現在加入中の「健康保険被保険者証」の写し 喪失後の方は「健康保険脱退証明書」 ※届出時にお手元がない場合は、「健康保険脱退証明書」が手元に届き次第、提出
	従業員加入	<p>* <u>従業員を新たに採用したとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届（様式第2号） 加入時の現状書（様式第2号-2） 雇用内容証明書（様式第2号-3） 適用除外承認申請書（法人薬局厚生年金該当者） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号（マイナンバー）の確認書類「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ② 世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ③ 直前の健康保険の確認書類 <ul style="list-style-type: none"> 現在加入中の「健康保険被保険者証」の写し 喪失後の方は「健康保険脱退証明書」 ※届出時にお手元がない場合は、「健康保険脱退証明書」が手元に届き次第、提出
	家族の加入	<p>* <u>組合員と同一世帯（同一住民票）で他の健康保険（社会保険、他の国保組合）に加入していない者</u> ただし、同一世帯でも、薬局等に<u>従事している厚生年金適用者は除く</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 加入時の現状書 国民健康保険法第116条届（修学中の被保険者の特例） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号（マイナンバー）の確認書類「通知カード」又は「個人番号カード（両面）」の写し ② 世帯全員の住民票（続柄の省略不可） ③ 直前に加入している（いた）「健康保険脱退証明書」 ④ 大学生・専門学生等の場合は、学生証の写し
		<p>* <u>子供が生まれたとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格取得届 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号（マイナンバー）の確認書類 世帯の住民票（続柄と個人番号の記載あるもの） ※個人番号の取得に日数がかかる場合は、一時的に「母子手帳の写し（出生届出済証明のページ）」を提出
資格喪失	組合員及び家族	<p>* <u>組合員が退職したとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 ・ 退職証明書 	（退職したとき） <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証
		<p>* <u>組合員又は家族が社保に移ったとき</u></p> <p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者資格喪失届 脱退申請書（組合員のみ） 	（社保へ加入したとき） <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証 ・ 健康保険加入証明書又は被保険者証の写し
		死亡の場合・・・被保険者資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証、死亡診断書の写し
住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所氏名等変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類なし 	
氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所氏名等変更届 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証 	
被保険者証の再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証等再交付申請書 ・ 誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類なし 	

各種手続き一覧表

届出は **14日以内** に！

令和6年9月号 ☆各種様式はホームページよりダウンロードできます。※一部除外

<http://www.shizuyakukokuho.com/>



事 項		内容及び届出書類	添付書類
保 険 給 付	療養費に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> * <u>止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき</u> * <u>医師が必要と認めたギブス、コルセット、治療用補装具等を購入したとき</u> * <u>海外渡航中に診療を受けた時…渡航前に問合せのこと</u> ・療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書（原本） ・診療報酬明細書（レセプト） ・診断書、医師の同意書等（原本）
	高額療養費に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> * <u>国保組合より通知後、手続き</u> ・高額療養費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し ・課税所得証明書等 （国保組合で所得情報が確認できない場合）
		<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定申請書 ※<u>事前に国保組合に交付申請</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税所得証明書等 （国保組合で所得情報が確認できない場合）
	出産に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関等への直接支払制度（本人の合意による） ②出産育児一時金支給差額申請書（50万円未満の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ①国保組合へ申請の必要はありません ②代理契約に関する文書の写し 領収書・明細書の写し 母子手帳の写し
死亡に対する給付	<ul style="list-style-type: none"> ・葬祭費支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の証明又は死亡診断書の写し ・会葬礼状等 	
保 健 事 業	人間ドック補助	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳代：年1回、1万円まで</u> * <u>40歳以上：年1回、2万円まで</u> ・健康診断補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・質問票 ・健診データ ・領収書原本（<u>特定健診とその他の内訳あるもの</u>）
	郵送検診	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回実施。国保だより（3月号）同封の「郵送検診申込書」にて受付</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「郵送検診申込書」をFAX又は郵送
	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> * <u>65歳未満の被保険者を対象に、年1回、1,000円まで補助</u> ・インフルエンザ予防接種補助金支給申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書原本（1人1枚フルネーム入り・但し書きにはインフルエンザ予防接種代と記載されたもの）
	健康ポイント	<ul style="list-style-type: none"> * <u>25歳以上の被保険者を対象に、ウォーキングや、健康診断の受診に対して、組合がポイントを付与。そのポイントをお好きな商品と交換</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用WEBサイトから被保険者が登録
	歯科健診助成	<ul style="list-style-type: none"> * <u>30歳以上の被保険者及び後期組合員を対象に、年1回助成</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ※<u>事前に国保組合に連絡をして、「歯科健康診査票」を受け取る</u>
その他	産前産後保険料減免	<ul style="list-style-type: none"> ・産前産後期間に係る保険料免除届出書 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定日又は出産日を確認できる書類（母子健康手帳の写しなど） ・出産した被保険者と当該出産に係る子の身分関係を明らかにすることができる書類

健康ポイント制度を利用しましょう！



日々のウォーキングや、健康診断の受診等に対して、組合がポイントを付与します。そのポイントをお好きな商品に交換できるという目標意識をきっかけに、日々の健康づくりへの自主的な取り組みを促す、健康意識の向上と健康増進を目的とした事業です。



組合員全員がご利用できます

(家族の方は、当該年度 25 歳以上が対象になります)

ご利用の流れ

①WEB サイトに登録

②健康アクション

③ポイント獲得

④好きな商品と交換

まずは登録！

サイトの初回閲覧で
500ポイントが
付与されます

- 健診受診
- ウォーキング
- 体重入力
など



※約 20000 点の商品からお選びいただけます



ポイント獲得方法

ウォーキングの実施や、体重の記録などでポイントが貯まります！

ポイントが自動付与されるもの	獲得ポイント
健康ポイントサイト初回ログイン	500P/初回ログイン時
1日10,000歩以上歩いた（専用アプリ or 自身にて入力）	3P/日
1日6,000歩以上歩いた（専用アプリ or 自身にて入力）	1P/日
生活習慣チャレンジ取組ポイント（2つまで）	各1P/日
体重の記録	1P/日
組合が確認後にポイント付与されるもの	獲得ポイント
特定健診受診券 or 健康診断補助金制度の利用	500P（1年に1回限り）
特定保健指導実施者のうち最後まで終了された方	1000P（1年に1回限り）

アカウント登録方法

※アカウント登録にはメールアドレスが必須になります。
※アカウント登録作業は、PC・スマホサイトから行ってください。

初回ログイン

団体ID

認証キー-1

認証キー-2

ログイン

生年月日 (8ケタ)

保険証番号 (8ケタ) + 枝番 (2ケタ)

C10004D6E

①初回ログイン

URL https://beac.benefit-one.inc/bo/bpf/auth/firstlogin/web/login?bo_service_code=hp

以下の内容を入力し、【ログイン】をクリックします。

団体 ID : C10004D6E
認証キー-1 : 被保険者番号 + 枝番
認証キー-2 : 生年月日
(例 1975年4月1日 → 19750401)



ベネアカウント新規登録

メールアドレス

パスワード

新規登録

今後IDとして使用したいメールアドレスID

今後使用したいパスワード

②メールアドレスとパスワードの登録

今後 ID として使用したいメールアドレスとパスワードを入力して、【新規登録】をクリックします。規約へ同意し、ベネアカウントの仮登録が完了します。

本人確認

パスワード

送信

設定したパスワード

③本人確認

②で登録したメールアドレスに、アカウント登録メールが届きます。メールに記載の URL をクリックして、本人確認画面に設定したパスワードを入力し、【送信】をクリックしてください。

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

IDとして設定したメールアドレス

設定したパスワード

Sign in with Google

dアカウントでログイン

④氏名の確認

保険証に記載されている登録者の氏名を入力し、【送信】をクリックします。以上で登録完了になります。

⑤ログイン方法

ID・パスワードを入力し、【ログイン】をクリックします。健康ポイントサイトへログインができます。

URL <https://bopf.benefit-one.inc/auth/user/signin>



「ベネワン健康アプリ」を検索し、
専用アプリのダウンロードをお願いします。

Benefit one point.happylth-info@bohco.jp



iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら

